

門真市子ども・子育て会議 就学前教育・保育部会運営要領（案）

（設置）

第1条 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年3月25日門真市教育委員会規則第1号）第6条の規定に基づき、就学前教育・保育に関し専門的に審議するため、門真市子ども・子育て会議に、就学前教育・保育部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 部会は、次に各号に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 子ども・子育て支援施策（就学前教育・保育分野）の推進に関すること
- (2) 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定に関すること
- (3) 地域型保育事業の認可に関すること
- (4) 就学前教育・保育の利用者負担に関すること
- (5) その他必要な事項

（構成）

第3条 部会の委員は、門真市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に属する委員のうちから会議の委員長が指名する。

（部会長等）

第4条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（招集等）

第5条 部会は部会長が招集し、部会長がその議長となる。ただし、部会長が互選される前に招集する部会は、会議の委員長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（会議への報告）

第7条 部会長は、部会の調査審議事項を会議に報告する。

（庶務）

第8条 部会の庶務は、門真市教育委員会事務局こども未来部こども政策課において処理する。

(廃止)

第9条 部会は次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、廃止するものとする。

(1) 第2条各号に定める事項の調査審議が終了したとき。

(2) 会議で部会廃止の決議がなされたとき。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年2月8日から施行する。